

## 第5回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

### ○事務局

それでは定刻になりましたので、第5回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。私は事務局学校支援課副課長の岩井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えておりますので、開催の定足数は満たしております。また、報道関係者1名が本日の会議を傍聴されています。

なお、4月の行政職の人事異動に伴いまして、新たに御就任いただきました委員が本日いらっしゃいますので、事務局から御紹介をさせていただきます。

委員名簿の順でお願いいたします。まず、神奈川県立金沢養護学校長の鈴木英資委員です。秦野市教育委員会参事兼教育指導課長兼教育研究所長の近藤順子委員でございます。寒川町教育委員会学校教育課指導主事の森脇誠潔委員でございます。

それでは、以降の議事進行は、柳生会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### ○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それではまず、協議に入る前に、会議の公開について諮りたいと思います。本日の会議のうち、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」につきまして、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあるため、非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 賛成過半数 —

### ○柳生会長

過半数の賛成が認められましたので、次第の2については非公開としたいと思います。

## 1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

### ○柳生会長

それでは、次第の第1「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項」ですが、前回に引き続き「いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について」協議をしていきたいと思います。

まずは事務局が作成した資料を使用しながら議論していきたいと思いますので、資料について、事務局から説明をお願いします。

— 事務局から説明 —

### ○柳生会長

ありがとうございました。それでは、協議に入る前に、今の説明に関して何か御質問ありましたらお願いします。

それでは、もし質問等ございましたら、協議の中でお願いしたいと思います。以後はフリートークで議論を行いたいと思います。

#### ○小池委員

小池です。基本的にはこれでよろしいかと思いますが、幾つかございますので、何回かに分けて発言させていただきます。まず、公表資料の方ですが、黒塗り版又は公表版という形になっています。基本的にはこれでいいと思いますが、4月25日に調査報告書が公表されていて、これを拝見いたしました。黒塗りも少なく、読みやすい形ではあるかなと思いましたが、1点気になったのが、この回のいじめについては、今回あえて加害と被害と言いますが、加害側の生徒が言われたあだ名、それと、被害側の生徒もあだ名を付けられています。そのあだ名が数か所出てきますが、今回は単純なので、辛うじてこことここにはあだ名が入るのだろうと分かるのですが、これがもうちょっと入り組んだ事案になると、黒塗りだと訳が分からなくなる場合もあると思うのです。ということで、少し細かいのですが、黒塗りと書いてありますけれども、括弧書きで（記号化を含む）、つまりこんがらがりそうな所があった場合に、黒く塗るのではなく、Aなり甲なりそういう記号にした上で、ここに当てはめると、あだ名がこんがらがる所は読みやすくなるかと思いますが、「黒塗り（記号化を含む）」みたいにさせていただいた方がよいかと思いました。まずこれが1点ですがいかがでしょうか。

#### ○柳生会長

小池先生の御提案・御意見に対して何かありますか。

#### ○小池委員

次の点に行ってよろしいでしょうか。公表する期間ですが、問題意識が共通するかどうか分かりませんが、まず、簡単な方からいくと、公表する期間について6か月程度とありますが、再発防止策に関しては、長期に残しておいて何か差し支えがあるかという、あまりないように思います。再発防止策はある意味教訓だと思いますので、同じようなことをまた繰り返さないという意味でも、上げておくという必要性あると思います。再発防止策については、期間を切る必要はないのかというのが2点目です。

#### ○柳生会長

この点については、6か月という根拠は、どこにあるのですか。

#### ○事務局

他の自治体等の事例に則して、6か月ぐらいが妥当ではないかと考えました。

#### ○小池委員

その点についてもう1点ですが、6か月というのは他の自治体ではそうしているということで、私もざっと見たところでは、横浜市、あと大津市も一応6か月としているようです。ということで、いつまでもこういうことをさらされたくないという立場の人にしてみれば、それも一つあるかとは思いますが、大津について言えば、原

則6か月ですが、いじめ防止対策推進法の制定のきっかけになった中学生の自殺事件については、まだずっと載せています。あれは6か月ということではなく、ずっと載せています。湯河原の事案でも、ホームページの方は、ずっと載せています。ということで、事案によっては、やはり長く載せる必要があるのかなと思うのです。なぜかという、大津の事件について、試しにツイッターだの5チャンネルなどあれこれ見てみました。どんな感じの話が出ているかという、個人名はゴロゴロ出てきますし、あることないこと出てくるのです。例えば、こんなものがあります。「生徒は飛び降りたのではない、突き落とされたのだ」みたいな話がまことしやかに書かれている。「記録もある」ということになってくると、果たして6か月で引っ込めるというよりは、むしろ大津市が今やっているように、長期に渡って載せておいて、そういう無責任な決めつけが出たときに、それはちょっと違うのではないかと調べる余地を残しておくというのも一つの考え方だと思うのです。大津市がどういう意図で今も残しているか分からないのですが、「大津 いじめ」で検索すれば、今でも無責任な発言や、個人特定の情報などがゴロゴロ出てきますので、そういった事案、どういうふうに限定するかは検討していただければと思うのですが、広く報道された事案については、長期に渡り公表することもあり得るぐらいにしておいた方が、大津の意図は分かりませんが、良いのではないかと思います。無責任な議論が蔓延したときに、ここに立ち戻ってみれば、書き込んだ人間のでたらめかと分かるかなというふうにするので、事案によっては長期に出しておくという含みを残しておいた方がよいと考えました。6か月という点については以上です。

#### ○柳生会長

私も同意見で、今はフェイクが出てくるのが当たり前の時代ですから、一体どれが真実なのかとなってしまいます。やはりきちんと残して、基準になることは大事ななと思います。

それでは、この点については、ここでいったん切りたいと思います。ほかに何か御意見がありましたらお願いします。

#### ○瀬高委員

瀬高でございます。公表期間のおおむね6か月というのが妥当かどうかはともかくとして、期間を区切るということ自体は、今の御意見も踏まえつつ考えれば、なるほどもっともだなというふうには思っておりますが、仮に期限を切るとしたとしても、その理由として書かれていることが、私はちょっと座りが悪いです。すなわち、「関係者の個人的な体験が広く知られる状態が継続することは、当事者にとって望ましいことではないため」というのは、議論してきた部分であって、それでもやはり将来に資するものであるから公表しましょうということでクリアしたのではないかと思います。この理由に戻ってしまうならば、全然議論を知らない人が見れば、最初から載せるなよというような突っ込みを入れられるような理由なのかなというふうに思っています。それでも公表する意味があるよねということで、こういう形が出てきたのかなと、私は当初から公表ということについて一番引っかかりがあったのがこの部分ですので、期間の妥当性とか期間を定めるということとはともかくとして、その理由がこれであるということには、ちょっと座りの悪さを感じます。以上です。

#### ○柳生会長

ほかに御意見がありましたらどうぞ。

○小島委員

社会福祉士の小島です。私は前の会議のときに、お子さんが小さいうちは、親御さんの意思が強く反映するだろうなというのがあって、お子さんが、17、18くらいになったときに、そのときの感情でOKを出したとしても、後で振り返ったときに望まないということは絶対あるのではないかと思います、そういうことを考えると、期間をずっと残すのではなく、期間を定めるっていうのは、ありなのかなと思いました。ケースバイケースだとは思いますが、1回公表を引っ込めたときに、公開条例みたいなもので、またもう1回見ることはできるのでしょうか。

○小池委員

保存されている限りという限定は付きますが、行政から取ることもできます。

○小島委員

それは、要するにお子さん本人だったり、どういう立場の人たちが見られますか。

○小池委員

どちらの立場も見ることができますが、手続が違ってきて、当事者というかそこに自分の情報が載ってくる人たちは、行政機関の個人情報の開示の手続になりますし、一般の人となると、一般的な情報公開手続ということになってきます。

○小島委員

こういうことは載せる必要があるのかないのか、よく分からないのですが、公表に当たって、そのお子さんが、例えば成人に近いような年齢になっている18ぐらいのところ、17、18で、6か月に満たないうちに、思い返せば僕はそんな意思はなかったみたいな形で公表を引っ込めてほしいということがないか心配したものですから。

○小池委員

そのことについては、この案の最終段落に書いてある「被害者側の公表に対する考えに変化が生じるなど」に該当します。この「生じるなど」の内容の中には、本人が成人してしまえば、親権者がいなくなるということですから、「など」の中に、そういう考え方の変化というものもひっくるめて考えて、そのときには、事案の部分については、場合によっては引っ込めるということもあり得るという書き方でよいと思いました。

○小島委員

ちょっと心配になりましたので。分かりました。

○柳生会長

ほかに御意見がありましたらどうぞ。

○小島委員

もう一度、小島です。先ほど私の言った意見と似たようなものですが、2ページにある「双方の意向を確認し」ということについて、なかなか御本人に会えないということが多いと思います。親御さんしか会えない、親御さんを通してしか御本人の意見

は聴けないということがあったときに、「双方の意向を確認する」という行為は、親権者という形であればすべてOKなのか。そこが少し腑に落ちないような気がしています。

#### ○小池委員

私の考えとして話します。本来、代理権があるから、代理権の中にはいろいろな行為に対して承諾する、本人に成り代わって承諾するという権利がありますから、未成年の場合には、極端なことを言えば、親の意見だけでも法的には問題はないわけです。ただ、法的に問題がなくても、やはり教育とか、いろいろな見地からすれば、大きなお子さんたち、中高生になったようなお子さんについて、本人の意向を確認しないまま公表について考えるのではなくて、本人の意思を尊重するというのは、それはそれで必要なことかと思しますので、「確認し、調整することが求められる」ですから、ちょっと曖昧な書き方ではありますが、意向を酌んで、そこで妥当な措置を見出ししていくということかと思えます。やはり、スパッと割り切れない、ケースバイケースの要素はあろうかと思えます。特に、調査していく中で、このところ、立て続けに、本人の調査ができていない案件が2件続いています。それらも、大きなお子さんになってきたら、そもそも本人の意向を聴かずに調査して、踏み込んでいってよいのかということも、議論になるところではあるのですが、やはり、いじめ防止対策推進法が、被害者の意思に関わらず、加害者の意思に関わらず、とにかくいじめ防止対策を推進するという見地で、事案の解明と再発防止策を検討するというところで、当事者の意思に関わりなくやるんだということになっている以上は、当事者の意思に関わっていかなくとも、「やるんだ」の一環として、公表というの、あり方を考えてもいいわけです。その場合には、本人たちの意思を絶対視することもできませんが、ある程度尊重しようという、ちょっと曖昧模糊とした書き方になるかとは思いますが、そのような感じでよいのではないかと思う次第です。これは私の考えです。以上です。

#### ○柳生会長

分かりました。聞き逃したかもしれないですが、本人が自死した場合はどうでしょうか。

#### ○小池委員

やはり、法律上は、本人の意思・加害者の意思とは関わりなく調査するという事になっているわけですし、その一環としての公表ですから、建前からすれば、本人の意思と関わりなくやってよろしいとされています。もちろん、個人情報については駄目ですが、一応黒塗りにして個人を特定する要素を抜いてしまえば、厳密な意味での個人情報ではなくなってくるわけですから、そこから先の公表のあり方というのは、やはりいじめ防止対策推進法の趣旨に則って、どうあるかを考えればよいのかなと思います。

#### ○柳生会長

ほかに御意見はいかがですか。

#### ○小池委員

先ほどの6か月の期間制限に立ち戻っていいでしょうか。ツイッターとかいろいろと見ていくうちに、正直なところを言えば、期間制限はなくてもいいのではないかと

思えてきています。というのは、行政機関が公表することをやめたとしても、当事者が公表することは別に構わないわけですし、実際、大津も行政機関が上げているのはダイジェスト版しかインターネットには上げてないのですが、ある政党の議員さんは、それを何から何まで全文インターネットにアップしていて、もう何年間もそのままですから、消せとか何とかという話題にはなっていないと思われま。ということでは、例えば、この調査報告書も誰でもダウンロードできますから、誰でもダウンロードした上で公表できるということであれば、行政機関だけ6か月で引っ込めても、どれだけの意味があるのかなと思いはじめています。少し決心がつかないところではあります。横浜市の答申の中では、「忘れられる権利」ということが載っていました。確かに、一般個人がアップするのに比べれば、先ほどの話と似たような話になりますが、然るべき行政機関がアップしているものとなると、信憑性は高い。そういうものも、個人がアップするものと同じに考えてはいけないということで考えれば、横浜市のように、6か月で一応「忘れられる権利」ということで、行政の方が引っ込める。もちろん、納得できない被害者の方や真実を残したいと思う加害者の方が個人的にアップされる分には、それは別にアップしても構わないわけで、行政機関が上げ続ける意味ということでは、6か月で引っ込めてもいいのかなと思う反面、逆にいえば、行政機関が引っ込める意味、わざわざ引っ込めなくても、ずっと上げておいても悪くはないのかなと思っています。

#### ○柳生会長

ほかに御意見はいかがですか。引っ込めても引っ込めなくてもアップできる状況だからあまり意味がないのではないかとということになると、そもそも期間を設ける必要はないという論理が成立することになります。その辺りについて、御意見をどうぞ。

#### ○鈴木委員

鈴木です。本校の場合も、障害のある子どもたちが学校の方に通っているということもあり、いじめに限らずいろいろな課題が上がったときに、前面に出てくるのは、大概是保護者の方で、いろいろやり取りをしていくことになります。そういう中で、今回のいじめの調査結果の公表についての案を拝見させていただいたときに、この公表というのが、自分の学校で事案が起きたときに、どのようなやり取りになるかなと想像したときに、やはり、その保護者の方は、かなり公表という部分を望まないケースが多くなるだろうと何となく想像がつかしました。先ほど瀬高委員がおっしゃっていたように、ある程度期間を切るという部分と、この内容にあるように、その内容をどこまでというのを、しっかり丁寧に本当に精査して整えていくということが大事になるのだろうというのは、この取りまとめ案を見ていて思ったところです。今SNSの問題は、何かあったときに、本当にあつという間に拡散するというのはすごく実感していて、これは子どもたちの間でもそうですし、保護者間でもそうですし、本当に今日あったことが、ほとんど翌日には皆さん御存知になっているという実態もあるところです。先ほど公表の期間を切っても、結局はどこかには残っていく形になるというのは、そのとおりでなと思うのですが、少し心情的なところも合わせて考えたときには、ある程度公表期間を切るということ、切るようにしておくということは、必要なことなのかなと感じています。

#### ○柳生会長

ほかにどうでしょうか。

### ○森脇委員

森脇です。私もおおむね鈴木委員の考えと同じようなところがあります。やはり被害者の心情を酌むのであれば、6か月程度で公表を止めることができるというようなところは、一つこちら側の配慮といったところであるかなと思います。ただ、公表するに当たって、先ほども議論に出てきましたけれども、十分そこら辺は議論してこの形というところもありますので、そのところは、配慮からそういうふうに「できる規定」であってもいいと思いますけれども、基本的には、形というのはそれまでに十分協議を行って調整を行った形で出てくると思います。また、公表される内容についても、先ほども出ましたけれども、再発防止策については、目的にあるように最低限必要であると。それと、個人的な部分とは分けて考えられる部分も多いかなと思います。ただ、その公表するに当たって、実状は分からずに策だけ載せていても仕方ありませんので、そこら辺も含めて、十分に議論して出てきた部分が公表になるので、その線引きとしては、やはり一番ベースになるのは、再発防止に向けてというところをどの程度関係者と共有できるかが大事だと思います。

### ○柳生会長

ほかにございますでしょうか。

### ○瀬高委員

瀬高です。私が先ほど申し上げたのは、期間を切るとしても、ここに書かれている理由は、どうも座りが悪いなということをおっしゃっていただきました。期限を切った方がいいか悪いかということについては、実は私はずっと残しておいていいと思っております。小池委員が先ほどおっしゃった理由を伺って、なおさらその気持ちが強くなったのですが、様々な憶測だとか、流言飛語だとか、そういうことが横行しているという状況になるのであればなおさらのこと、つまり、行政機関が、すなわち教育委員会が公式見解はこういうものです、これ以上でも以下でもありません、事実確認したところ、第三者機関として事実確認したところはこういうことであってという一番のピュアといいますか、真実に近いものというものはずっと残しておいていいものだろうなというふうには思います。だからこそ、再発防止であるとか、次の教訓につながるのであって、しかも、もしそれがお嫌なら、ここに書いてあるように、関係当事者の利益を損ねるようなことになれば、気が変わったら下ろしてというのは言えるのですよね。だから、そうすればいいのであって、御本人たちがやはりちょっとこれはしんどいなということになったら下ろせばいいわけであって、基本的なスタンスとして、公式見解がこういうことですよというところは、私もずっと示しておいても差し支えはないのだろうなというふうに思っています。この趣旨でやるとすれば、そうすることがむしろ趣旨を貫くことにもなるのだろうなというふうには思っております。

### ○柳生会長

はいどうぞ。

### ○近藤委員

近藤です。公表に当たっては、公表の方法も含めて、被害者側の意向が十分に酌まれて、内容についても、被害者の方の意向が十分に酌まれた上でホームページに掲載するという選択をしているケースというふうに考えると、公表されたものを、一定の

期間で取り下げる必要はないのかなと思っております。こういうことになりますよ、このようなことが予測されますよということも、当然丁寧にお伝えした上で選択される形になろうかと思っておりますので、皆様がおっしゃっているとおり、いろいろなことの一つ大本になるような情報として載せておくというのは、意味があることかなと思っております。

#### ○柳生会長

ほかにはいかがですか。「忘れられる権利」との兼ね合いの点からすると、今は一方の方から議論が進んでいますが、何か問題はないかなと思うのですが、小池先生の御意見はいかがですか。

#### ○小池委員

それについてですが、ここのなお書にありますけれども、「被害者側の公表に対する考えに変化が生じるなど公表の継続が困難な事情が生じた場合は、公表を中止し」という含みを残していますから、本人たちが嫌だということであれば、その時点で、事案の部分は引っ込めるという対応はあり得るということになります。

#### ○柳生会長

いじめ防止対策推進法の趣旨からして何か月間が妥当かということではありますが、6か月ぐらいを期限として、それ以降については、被害者側が「ちょっともういいや」ということになれば、取り下げられるということになりますね。

#### ○小池委員

それは、「公表期間中であっても」という書き方ですから、6か月经たなくても、その時点で、ケースバイケースということではっきり書けないところだと思うのですが、被害者側の意向を受けて引っ込めるという選択肢もあるので、この表現があれば、公表期間という形でバシッと切らなくてもよいのかなと思います。

#### ○柳生会長

よろしいでしょうか。ここでいったん切らせていただいて、次の項目に行きたいと思いますが、まだ何か言っておきたいことはありますか。

#### ○永田委員

やはり、被害者の方がこの調査会に求めるものと、委員として報告書に求める願いの差はあると思います。ですので、(2)の被害児童生徒・保護者の意向という所の2段落目に書かれているように、公表の場を作るに当たって、意向を調整していくということを踏まえてこの公表の場を作るということであれば、私も期限はなしで公表ということでもよいのかなと思いますし、被害者の方にもよくよく説明をした上で公表ということがよいのかなと思います。文言に「そうした思いにどのように寄り添っていくかが課題となる」とありますが、ここで課題であるとして残すのではなく、「寄り添っていく方向で作成していく」という文言に変えていただいた方が、課題として残すよりは、私たち委員の思いとしては、「調整しながら作っていく」ということにしてはどうかと思います。永田でした。

#### ○柳生会長

ほかにはいかがでしょうか。それではここでいったん打ち切りまして、先の方に進めたいと思います。他の議題、案について何かありましたらお願いします。

#### ○小島委員

小島です。4ページの所の被害者側との調整は極力丁寧に行って、折り合いがつかない場合も考え得るということで、「社会通念上妥当と考えられる調整」というのはどのようなことを想定しているのか教えてください。

#### ○事務局

事務局としても、是非この点は御議論いただきたいと思っておりますが、文字どおり社会通念上とは何かと言われますと、善良な管理者の注意義務などをもって対応しても、やはり折り合わない場合というのが今までの経験からするとあります。そのような場合には、できる限りの調整をした上で判断をさせていただければと考えております。

#### ○柳生会長

いかがでしょうか。

#### ○小池委員

小池です。おっしゃるとおり、確かに社会通念上妥当と言われると、どういう基準でものを判断するのか自体が曖昧になってしまうところを懸念されているとするならば、例えば、考慮事項を幾つか挙げてもいいかもしれません。例えば、非常に大きく報道されてしまって公益性が強いものということになると、引っ込めてくれといっても引っ込めないという方向も考えられるということもあるし、また、例えば、被害内容がその子にとって恥ずかしいものだとか、そういうこともあり得ます。もちろん、最初にこしらえる段階で黒塗りするということはあり得るのですが、やはり塗ってしまったら全く意味が分からないようなものだと、塗るわけにはいかないということもあることを考えると、被害者側の名誉、場合によっては加害者側の名誉というものもあるかもしれませんが、基本的に被害者側を配慮するということである場合は、被害者側の名誉というような検討項目を幾つか挙げて、これこれを踏まえ、社会通念上妥当と考えられる調整を行った上で、というようなフレーズにならざるを得ないかと思えます。実際に運用してみないと、多分ケースバイケースで考慮要素はとも違ってくるのが予想されて、パツとは思いつかないですが。

#### ○小島委員

それでは、この文章は残しておいて、箇条書に書くわけにもいかないの、この文章自体は残しておいた方が、後々いろいろなパターンが出てくるからということでしょうか。ただ何かパツと見た時に、きっと何だろうと思うのかなと思ったので。もう少しはっきりした書き方があるのかしらと思ったのです。

#### ○事務局

よろしいでしょうか。ただ、これは公表版を作るに当たっては、二つ目の段落の所で、教育委員会が作成主体にはなるのですが、委員・調査会のチェックを受けることになっていきますので、その中で調整状況を御説明して、やはり教育委員会だけの判断ではなく、調査会の委員の御意見も踏まえて、最終的に教育委員会の判断に任せてい

ただきたいというニュアンスになるのかなと考えております。実際そうでないといけないのではないかと思うのです。先ほど小池委員がおっしゃったように、ケースバイケースですし、様々な方がいらっしゃいますので。

#### ○小池委員

ですので、このように判断すると明確に書くのは難しいけれど、ただ、社会通念上妥当というと、完全に白紙委任みたいな形もどうかなという意味ですよね。ということで、このようなことを考えて、場合によっては、教育委員会の判断、教育委員会が調査会と協議して公表することも「やむを得ない」と書くと強いかな。「あり得る」でしょうか。

#### ○金子委員

金子です。公表をしていきますよ、公表していく上ではやはり「被害者側との調整は極力丁寧に行う必要がある」ということを一番おっしゃりたかったのかなと思って自分は読みました。書きぶりとして、それが一番最初に出てきますし。ただ、今小島委員がおっしゃったような印象もあったのかと思いますが、私は、「極力丁寧に行う必要がある」というところでとらえておりましたので、このままでもいいのかなと考えておったところです。

#### ○柳生会長

いかがでしょうか。今挙がっている事案について以外に、この問題についてやっておきたいという御意見は何かありますか。なければ、もう少し時間を取って、話合いを進めますけれども。

#### ○小池委員

済みません一点だけ。少し細かい点です。1ページの下から4行目。「調査結果の公表に当たって、警察の捜査や裁判所等の審判に影響する等の具体的な状況がない限り」とありますが、これは「なくとも」ではないかと思いました。あと、裁判所以外で審判やることは、子ども絡みの話では普通はないので、「裁判所の審判」でよいのではないのでしょうか。

#### ○柳生会長

いかがでしょうか。疑問点とかがあれば。それでは、次に進めますがよろしいでしょうか。まだ時間は十分ありますが、委員の皆様からほかに御意見等はございますか。特に御意見がなければ、答申の最終案については、私と事務局側で作成したものをメールで回覧しながら、皆様の御意見を頂戴して完成させたいと思っておりますが、御異議はありますか。これについては、これまでのような方法でよろしいか伺います。

— 異議なし —

#### ○柳生会長

御異議がないようですので、答申の最終案ができましたら、事務局から御連絡いたします。次回の会議で答申の最終案を採決したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

事務局から活用のあり方について申し上げます。

○柳生会長

活用のあり方についてですね。

○事務局

事務局の方から話をさせていただきます。今回の諮問については、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表」が一つ、それと「その活用のあり方」と二つの要素があります。今回我々が作成して本日御協議いただいたものについては、「調査結果の公表」についての部分なので、「公表のあり方」としては示しておりますが、「どう活用するか」ということについては触れられておりません。そこで、どうすれば公表した調査結果を再発防止や未然防止に活かせるのかということにつきましては、柳生会長と私どもの方で検討をさせていただければということをお提案させていただきます。

○柳生会長

御異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

○柳生会長

それでは次に、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」に移りたいと思います。以降の会議につきましては、プライバシーに関する情報を扱うことがありますので、非公開としたいと思います。

○事務局

それでは、以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退室していただきますようお願いいたします。

— 傍聴人退室 —

## 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項

— 非公開 —

○柳生会長

何か御質問がありましたら最後に受け付けたいと思います。

ないようでしたら、本日の議事は、これをもちまして終わりたいと思います。どうも御苦勞様でした。最後に事務局からお願いします。

○事務局

会長ありがとうございました。次回の日程ですが、9月又は10月の開催を考えております。また改めまして日程調整の御連絡をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

以上で第5回いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。本日はどうもありがとうございました。